

前野沢郎に対する行政処分の概要

1 名宛人

前野 沢郎（まえの たくろう）（以下「前野」という。）

2 処分の内容

前野が、令和7年6月26日から同年9月25日までの間、以下の（１）から（３）までの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- （１）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （２）電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- （３）電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （１）別紙1のとおり、有限会社マイケア（以下「マイケア」という。）に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、マイケアが行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （２）前野は、マイケアの取締役（特定商取引法第23条の2第1項第1号に規定する役員）であり、かつ、マイケアが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。